

## ○長幌上水道企業団給水条例

〔平成10年3月2日〕  
〔条例第1号〕

改正 平成15年2月13日条例第1号	平成17年2月28日条例第1号
平成26年2月25日条例第1号	平成31年2月14日条例第1号
令和元年11月22日条例第3号	令和2年3月6日条例第1号

長幌上水道事業給水条例（昭和42年条例第3号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条～第13条）
- 第3章 給水（第14条～第24条の2）
- 第3章の2 貯水槽水道（第24条の3・第24条の4）
- 第4章 料金及び手数料（第25条～第33条）
- 第5章 管理（第34条～第40条）
- 第6章 補則（第41条）

## 附則

## 第1章 総則

## （条例の目的）

第1条 この条例は、長幌上水道企業団水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

## （給水装置の定義）

第2条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために企業長が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

## （給水装置の種類）

第3条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

## （給水装置の新設等の申込）

第4条 給水装置を新設、改造、修繕〔水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。〕又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申し込みにあたり、企業長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書、又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

（給水装置の新設申込の保留）

第5条 長幌上水道企業団水道事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）

第2条第2項に定める給水区域内であっても、配水管を布設していない個所、又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申し込みを保留することができる。

（開発等の事前協議）

第6条 設置条例第2条第2項における給水区域において、開発行為を行うものは、給水方法、施行方法、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、企業長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、企業長が別に定める。

（新設等の費用負担）

第7条 給水装置の新設、改造、修繕及び撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、企業長が特に必要と認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第8条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に企業長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により企業長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 企業長は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11のいずれかに該当する場合、法第16条の2第1項の指定を取消することができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第9条 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申し込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第10条 企業長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費

- (3) 労力費
  - (4) 道路復旧費
  - (5) 工事監督費
  - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
  - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に企業長が定める。

（工事費の予納）

第11条 企業長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費及び手数料の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

（工事費の分納）

第12条 前条第1項の工事費の概算額は、新設又は改造の工事に関するものに限り、企業長の承認を受けて分納することができる。

- 2 前項の規定により、工事費を分納する場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になったときとし、その管理は当該工事費が完納になるまでの間において工事申込者の責任とする。
- 3 第1項の規定により、工事費の分納を許可されたものがその工事費を指定期限内に納入しないときは、企業長は、その給水装置を撤去することができる。
- 4 前項の規定により、企業長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、企業長にその損害を賠償しなければならない。

（給水装置の変更等の工事）

第13条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

### 第3章 給水

（給水の原則）

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても企業団は、その責を負わない。

（給水契約の申込）

第15条 水道を使用しようとする者は、企業長が定めるところにより、あらかじめ、企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第16条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は企業長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

（管理人の選定）

第17条 次の各号の一に該当するものは、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、企業長に届け出なければならない。

- （1） 給水装置を共有する者
- （2） その他企業長が必要と認めた者

2 企業長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

（水道メーターの設置及び管理）

第18条 企業団は、水道メーターを設置し、当該水道メーターにより給水量を計量する。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 水道メーターの設置及び修理等に要する費用は、給水装置の所有者の負担とする。ただし、計量法に基づく量水器の定期検査等のための取替、取外し、検査等は企業団の負担とする。

3 水道メーターは給水装置に設置し、その位置は企業長が定める。

（水道メーターの保管）

第19条 企業長は、前条第1項の水道メーターを水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水道メーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、水道メーターを亡失し、又は、損傷した場合はその損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- （1） 水道の使用をやめるとき。
- （2） 用途又はメーターの口径を変更するとき。
- （3） 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに企業長に届け出なければならない。

- （1） 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- （2） 給水装置の所有者に変更があったとき。
- （3） 消防用として水道を使用したとき。
- （4） 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

（消火栓の使用）

第21条 消火栓は、消防又は消防の演習若しくは企業長が特に認めた場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を、消防の演習に使用するときは、企業長の指定する企業団職員の立会を要する。

（水道使用者等の管理上の責任）

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が適当でないと認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害については、水道使用者等の責任とする。

（水道利用施設の改善命令）

第23条 水道使用者等の設置する水道を利用する施設及び給水装置に重大な欠陥があると認めた場合は、その施設の改善すべき旨命ずることができる。

（給水装置及び水質の検査）

第24条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

（原因者負担の原則）

第24条の2 道路の新設、拡張、改良、修繕及び造成、建築又は自動車その他により、水道施設、給水管及びこれに付属する水道の用具に破損、折損、支障移転、改造、撤去、及び修繕等の原因を及ぼした者は、特別の理由のあるもののほか、当該工事に要した費用を負担しなければならない。

### 第3章の2 貯水槽水道

（企業団の責務）

第24条の3 企業長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第24条の4 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、企業長の定めるところにより、その貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

### 第4章 料金及び手数料

（料金の支払義務）

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を利用するものは、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
- 3 水道を利用する貸家、貸間を営む管理者は、入居者の水道料金納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第26条 料金は、用途及びメーターの口径に応じ、第27条、第28条及び第29条の規定に基づき、別表に定める基本料金及び超過料金を基礎として計算した額の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。なお、この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（料金の算定）

第27条 料金は、定例日（料金算定の基準としてあらかじめ企業長の定めた日をいう。）に水道メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

（使用水量及び用途の認定）

第28条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) 水道メーターに異常があったとき。
- (2) 料金の異なる2以上の用途に水道を利用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を利用するとき。
- (5) 冬期間において特に水道メーターの点検ができない場合は、前3箇月の使用水量又は前年同期の使用水量を考慮して認定する。
- (6) 前号の規定により使用水量を認定したときは、次の点検を行ったときに精算する。

（特別な場合における料金の算定）

第29条 月の中途において水道の利用を開始し、又は利用をやめたときの料金は次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1
  - (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した金額
- 2 月の中途においてその用途又は口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料金を適用する。
- 3 1個のメーターを2以上の用途に利用するものについての料金は、それぞれ用途別に算定した料金のうち、高いものを適用する。ただし、企業長は、特に必要と認めるものについては、用途別に使用水量を認定して料金を算定することができる。

（申込み及び届出がないときの料金）

第29条の2 第15条の規定による水道使用の申込みを行わずに水道を使用した場合は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。

2 第20条第1項の規定による水道の使用をやめる旨の届出がないときは、水道を使用していない場合であっても、料金を納入しなければならない。

（臨時使用の場合における概算料金の前納）

第30条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込の際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

（料金の徴収方法）

第31条 水道料金は、納入通知書による払込み又は口座振替の方法により、毎月期限まで支払わなければならない。ただし、企業長が認めたときはこの限りではない。

（手数料）

第32条 第8条第1項及び同条第2項の工事等の申込者から、認定及び検査の手数料を徴収する。

2 前項の種類及び額については別に定める。

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第33条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、手数料その他の費用を軽減又は減免することができる。

## 第5章 管理

（給水装置の検査等）

第34条 企業長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第35条 企業長は、水道使用者等の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合するまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水道使用者等の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

（給水の停止）

第36条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第22条第2項の修繕費、第26条の料

金又は第32条の手数料を期限内に納入しないとき。

- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第27条の点検又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が水道を汚染するおそれのある器物又は施設と連絡して給水栓を使用している場合において、警告しても、これを改めないとき。
- (4) 水道利用者が第23条の改善命令に従わなかったとき。

（給水装置の切り離し）

第37条 企業長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（給水装置操作の禁止）

第38条 水道メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、企業団職員又は指示された者以外これを操作してはならない。

（過料）

第39条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、第18条第3項の規定による水道メーター設置、第27条の点検、第34条の検査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第22条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐偽その他不正の行為をした者

（料金を免れた者に対する過料）

第40条 企業長は、詐偽その他、不正の行為によって第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額の過料を科することができる。

## 第6章 補則

（委任）

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日より施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



附 則（平成15年2月13日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月28日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長幌上水道企業団給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されている料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月14日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長幌上水道企業団給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されている料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月22日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長幌上水道企業団給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から令和2年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されている料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第26条関係）

長幌上水道企業団給水料金表

口径\用途・区分	基本料金（1ヶ月につき）				超過料金（1立方メートルにつき）				
	家事用		家事用以外		使用水量8立方メートルを超え16立方メートルまでの部分	使用水量16立方メートルを超え30立方メートルまでの部分	使用水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの部分	使用水量50立方メートルを超え300立方メートルまでの部分	使用水量300立方メートルを超える部分
	水量	金額	水量	金額					
13ミリメートル	8立方メートルまで	1,700円	8立方メートルまで	2,830円	190円	200円	209円	228円	266円
20ミリメートル				3,220円					
25ミリメートル				3,620円					
40ミリメートル			16立方メートルまで	6,050円	—	—	—		
50ミリメートル			30立方メートルまで	10,630円	—	—	—		
75ミリメートル			50立方メートルまで	18,050円	—	—	—		
100ミリメートル				22,690円	—	—	—		
臨時用	—				384円				

備考

- 1 家事用とは、専ら家事に使用するものをいう。
- 2 臨時用とは、工事用その他一時的に使用するものをいう。